

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

- ① 株式会社KANSOテクノス：大阪府大阪市中央区安土町1－3－5
(法人番号：9120001077653)
- ② 株式会社かんでんエンジニアリング：大阪府大阪市北区中之島6－2－27
(法人番号：8120001062598)

3 指名停止の措置対象地区

- ① (ア)中部地区
(イ)近畿地区
- ② 北陸地区、中部地区、近畿地区

2 指名停止の期間

- ① (ア)令和7年7月30日 ～ 令和7年8月29日(1か月)
(イ)令和7年7月30日 ～ 令和7年9月29日(2か月)
- ② 令和7年7月30日 ～ 令和7年10月29日(3か月)

4 事実概要

当該業者らは、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得し、当該不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者等として配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日、建設業許可部局の近畿地方整備局長より監督処分(指示処分及び22日間の営業停止処分)を受けた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)